令和6年度

# 船舶機械技術資料作成業務

特記仕様書

令和6年1月 国土交通省関東地方整備局

#### 1. 業務概要

本業務は、港湾業務艇、航路調査船、清掃兼油回収船、浮桟橋及び機械設備の定期検査、中間 検査及び年次点検整備(以下、「点検整備等」という。)の発注に必要となる点検整備等の内容の 整理及び数量計算等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

#### 2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月26日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇は休日として設 定している。

#### 3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
船舶機械技術資料作成業務				
	技術資料作成	式	1	別表のとおり
	打合せ	回	1 0	
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

#### 4. 業務仕様

### 4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」 (国土交通省港湾局 令和5年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

#### 4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する業務計画、業務実施 状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握した上で、業務を行わなければな らない。
- (2) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

#### 4-3 業務内容

- (1)技術資料作成
  - 1) 対象業務案件

本業務の対象業務案件数は別表のとおりとする。なお、詳細は調査職員の指示によるものとする。また、対象業務の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、発注者と受注者が協議するものとする。

- 2) 対象業務案件毎に当該点検整備等に適用又は準用する諸基準により以下に掲げる業務を 行うものとする。また、既に施工着手されている点検整備等の条件変更等に対応した同様 の業務を行うものとするが、詳細については発注者と受注者が協議するものとする。
  - ①点検整備等の内容の整理
  - ②点検整備等に係る数量計算の実施
  - ③点検整備等に係る施工歩掛の作成
  - ④点検整備等に係る材料単価の整理
  - ⑤上記施工歩掛、材料単価をとりまとめた帳票の作成
- 3) 別表に示す対象業務案件以外に、清掃兼油回収船用浮桟橋の今後の年次点検整備の基礎 資料となる維持管理計画書を作成するものとする。また、資料の作成に当たっては、貸与 資料である既存の維持管理計画書を参考とし整理するものとするが、内容の詳細について は、事前に調査職員と調整のうえ実施するもとする。

#### 4-4 実施体制

(1) 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
管理技術者	①技術士(総合技術監理部門(建設、船舶・海洋又は機械)、建設部門、船舶
	・海洋部門又は機械部門)
	②APECエンジニア (Industrial、Civil、Structural、Mechanical又は
	Electrical)
	③一級土木施工管理技士
	④土木学会土木技術者(特別上級、上級又は1級)
	⑤(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事
	品質確保技術者(Ⅱ)
	⑥RCCM(港湾及び空港部門、施工計画, 施工設備及び積算部門又は機械部
	門)
	但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。(機械部門を除く)

(2) 本業務を円滑に実施するために、担当技術者の資格は以下のいずれかの資格保有者である ものとし、ワープロソフト、表計算ソフト等を使用できる者とする。

区分	資格等	員数 (参考資料)	
担当技術者	①技術士(総合技術監理部門(建設、船舶・海洋又は機械)、建設 部門、船舶・海洋部門又は機械部門)		
	②APECエンジニア (Industrial、Civil、Structural、Mechanical	1人	
	又は Electrical)	以上	
	③一級土木施工管理技士		
	④土木学会土木技術者(特別上級、上級又は1級)		
	⑤(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又		
	は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)		
	⑥RCCM(港湾及び空港部門、施工計画、施工設備及び積算部門		
	又は機械部門)。		
	但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。(機械部門を除く)		

(3) 管理技術者および担当技術者は、船舶安全法等の規程を把握するとともに、別に定める 「船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び別に定める「港湾請負工事積算基準」等 を十分理解のうえ、厳正に実施するものとする。

#### 4-5 打合せ

打合せは、計 10 回とし、対象業務の内容を把握し、作業手順等について、調査職員と管理技術者が打ち合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると 認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

#### 4-6 協議・報告

(1) 本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は 報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し業務実施上必要があると 認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

#### 4-7 成果物

業務完了時には、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品

CD-R又はDVD-R 2枚

#### 5. 貸与資料

(1) 本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システム については、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを 行うものとする。

- 1) 対象業務の設計資料等
- 2) 積算数量登録補助システム (DVD-ROM)
- 3) 平成28年3月 横浜港維持管理計画書(既設)
- 4) その他必要と認められる資料等
- (2) 積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能
  - 1) 機種: MS- Windows 10 が動作する PC/AT 互換機
  - 2) CPU: Intel Pentium III 1G Hz 以上
  - 3) メモリ:1GB RAM(32bit OS 時)または、2GB RAM(64bit OS 時)
  - 4) HDD: 0S 領域を除いて 2.0GB 以上の空きが有ること
  - 5) ディスプレイ:解像度がカラー1024×768 ピクセル以上
  - 6) OS: MS-Windows 10 (Anniversary Update)
  - 7) ウイルス対策:最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは、常に最 新のデータに更新(アップデート)したものを利用すること
- (3) 受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

#### 6. その他

(1)対象業務案件毎に成果品をその都度提出するものとする。

#### (2)技術提案

1)技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、 発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評 定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

#### (3)配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書(港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 船舶機械技術資料作成業務業務計画書)の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
- 2) 業務実績情報システム (テクリス) に登録できる技術者については、以下の確認などに

より、業務に携わっていることを調査職員が確認できる者とし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

- ①業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡 ・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
- ②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で 確認できる者
- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同様とみなす。
- 4)発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していない ことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以 外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。

#### (4)技術指導者について

- 1)管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
  - ①定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む 複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打ち合わせの際に調 査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
  - ②特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。
  - ③打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。 なお、その際、各書類に記名(署名又は押印を含む)するものとする。
- 2)技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。

#### (5) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

#### (6)設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第20条から第28条及び港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

#### (7)業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者 とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確 認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催する ものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本 とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

- (8) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定し、計上していない。 なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費 に契約変更するものとする。
- (9) 本業務で知り得た情報を他に漏らした場合は、契約の解除及び指名停止の処置を行うことがある。
- (10)本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

以 上

項番	対 象 業 務 案 件	業務対象期間 (参考)	摘要
1	茨城港港湾業務艇 (原)	2/四半期まで	
2	茨城港港湾業務艇 (変更)	3/四半期まで	
3	鹿島港港湾業務艇 (変更)	1/四半期まで	
4	千葉港清掃兼油回収船 (原)	1/四半期まで	山門松木
5	千葉港清掃兼油回収船 (変更)	4/四半期まで	中間検査
6	千葉港港湾業務艇及び浮桟橋 (原)	1/四半期まで	
7	千葉港港湾業務艇及び浮桟橋(変更)	3/四半期まで	
8	東京港港湾業務艇(原)	1/四半期まで	
9	東京港港湾業務艇 (変更)	3/四半期まで	
10	京浜港港湾業務艇 (原)	1/四半期まで	中間検査
11	京浜港港湾業務艇 (変更)	3/四半期まで	中间恢复
12	京浜港浮桟橋 (変更)	3/四半期まで	
13	東京湾中央航路航路調査船(1)(変更)	2/四半期まで	
14	東京湾中央航路航路調査船(2)(変更)	4/四半期まで	定期検査
15	横浜技調浮桟橋(原)	1/四半期まで	
16	横浜技調浮桟橋 (変更)	3/四半期まで	
17	横浜技調水理実験場機械設備(原)	2/四半期まで	
18	鹿島港機械設備(原)	3/四半期まで	
19	鹿島港機械設備(変更)	4/四半期まで	
20	(早期発注)東京湾中央航路航路調査船(1)(原)	4/四半期まで	

# 対象業務案件の主要目

### 茨城港港湾業務艇

船名	ひたちⅡ
船形・材質	単胴・耐食アルミニウム
船級·船種	JCI
総トン数	19トン
船体寸法	L16. 7m × B4. 2m × D2. 0m
航行区域	沿海 (限定)
主機関	478kW×2 台
建造年月	令和 2 年 12 月

# 鹿島港港湾業務艇

船名	かしまⅡ
船形·材質	単胴・FRP
船級•船種	JG·第4種船
総トン数	29 トン
船体寸法	L17. 40m × B4. 58m × D2. 25m
航行区域	沿海 (限定)
主機関	368kW×2 台
建造年月	平成7年3月

# 千葉港清掃兼油回収船

船名	べいくりん
船形·材質	双胴・鋼製
船級	JG · 第 4 種船
総トン数	193 トン
船体寸法	L33. 50m × B11. 60m × D4. 20m
航行区域	沿海
主機関	837kW×2 台
建造年月	令和 4 年 2 月

# 千葉港港湾業務艇

船名	あいりすⅡ
船形·材質	単胴・耐食アルミニウム
船級	JCI
総トン数	19 トン
船体寸法	L16. 7m × B4. 2m × D2. 00m
航行区域	沿海
主機関	478kW×2 台
建造年月	令和 2 年 11 月

# 千葉港浮桟橋

材質	鋼製
寸法	L18.00m×B5.20m×D1.50m

### 東京港港湾業務艇

船名	江戸
船形・材質	単胴・FRP
船級·船種	JG·第4種船
総トン数	24 トン
船体寸法	L18. 95m × B4. 77m × D1. 3m
航行区域	平水
主機関	423kW×2 台
建造年月	平成 21 年 3 月

# 京浜港港湾業務艇

船名	たかしまⅡ
船形·材質	単胴・FRP
船級•船種	JG·第2種船
総トン数	53 トン
船体寸法	L18. 95m × B4. 77m × D1. 3m
航行区域	沿海 (限定)
主機関	368kW×2 台
建造年月	平成 24 年 3 月

### 京浜港浮桟橋

材質	鋼製
寸法	L35.00m × B5.00m × D2.00m

### 東京湾中央航路航路調査船(1)

船名	うらなみ
船形•材質	単胴・耐食アルミニウム
船級•船種	JG·第4種船
総トン数	43 トン
船体寸法	L21.05m×B4.69m×D2.12m
航行区域	沿海 (限定)
主機関	607kW×2 台
建造年月	平成 9 年 5 月

### 東京湾中央航路航路調査船(2)

船名	べいさーち
船形·材質	単胴・鋼(上構アルミニウム)
船級•船種	JG·第4種船
総トン数	75 トン
船体寸法	L28. Om × B6. Om × D3. Om
航行区域	沿海
主機関	1109kW×2 台
建造年月	平成 27 年 3 月

# 横浜技調浮桟橋

材質	鋼製
寸法	L18.00m×B5.00m×D1.40m

# 鹿島港機械設備

クレーン種類	固定ジブクレーン
型式	水平引込・旋回
定格荷重×旋回半径	5. Oton × 8. Om ~ 37. Om
	3. Oton × 8. Om ∼ 43. Om
制御方式	VVVF インバータ制御(巻上・旋回・引込)
電源	AC200V 50Hz 3 φ

### 横浜技調水理実験場機械設備

平面水槽造波装置	電動式ピストン形不規則波造波機×5台
	駆動装置 DC10.3kW
クレーン種類	天井走行クレーン
定格荷重、型式	2t 吊りホイスト×2 台
	0.5t 吊りホイスト×1 台